(3)　発電用原子炉施設が、長期施設管理計画の期間における運転に伴い生ずる劣化の状況を踏まえ、当該期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。（第四三条の三の三二第六項関係）

(七)　発電用原子炉設置者は、(一)又は(三)の認可等を受けた長期施設管理計画に従って、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を講じなければならないこととした。（第四三条の三の三二第八項関係）

(八)　原子力規制委員会は、(六)の(1)の基準の変更があった場合等において発電用原子炉施設の劣化を適確に管理するため改めて劣化評価を実施させる必要があると認めるとき、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が(六)の(2)の基準に適合せず、若しくは適合しなくなるおそれがあると認めるとき、又は発電用原子炉設置者が(七)に違反していると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、劣化評価の実施、長期施設管理計画の変更その他発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を命ずることができることとした。（第四三条の三の三二第九項関係）

3　原子力規制検査

原子力規制検査の対象に、2の(一)又は(三)の認可等を受けた長期施設管理計画に従って講ずべき措置の実施状況を追加することとした。（第六一条の二の二第一項第三号ホ関係）

三　原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の一部改正関係

1　題名

題名を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に改めることとした。（題名関係）

2　目的

この法律は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、使用済燃料の再処理等の着実な実施及び円滑かつ着実な廃炉の推進のために必要な措置を講ずることにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

3　定義

(一)　この法律において「廃炉」とは、発電用原子炉施設（原子炉等規制法第四三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設（原子炉等規制法第六四条の二第一項の規定により指定されたものを除く。）をいい、その設置されている建物及びその附属設備を含む。）に係る実用発電用原子炉の廃止に伴う当該発電用原子炉施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によって汚染された物の廃棄その他の措置をいうこととした。（第二条第五項関係）

(二)　この法律において「実用発電用原子炉設置者等」とは、実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者（当該実用発電用原子炉の運転を開始していない者を除く。）及び原子炉等規制法第四三条の三の三五第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等（同項の規定により発電用原子炉設置者とみなされているものに限る。）をいうこととした。（第二条第八項関係）

4　実用発電用原子炉設置者等の責務

実用発電用原子炉設置者等は、円滑かつ着実な廃炉の実施を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこととした。（第四条関係）

5　廃炉拠出金の納付

(一)　実用発電用原子炉設置者等は、廃炉推進業務（7の(五)に掲げる使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）の業務をいう。）に必要な費用に充てるため、各年度、一の機構に対し、拠出金を納付しなければならないこととした。（第一一条第一項関係）

(二)　(一)の拠出金（以下「廃炉拠出金」という。）の額は、各実用発電用原子炉設置者等につき、廃炉拠出金年度総額（機構ごとに、実用発電用原子炉設置者等から納付を受けるべき廃炉拠出金の額の総額として機構が年度ごとに運営委員会の議決を経て定める額をいう。以下同じ。）に拠出金率（機構ごとに、廃炉拠出金年度総額に対する各実用発電用原子炉設置者等が納付すべき額の割合として機構が運営委員会の議決を経て実用発電用原子炉設置者等ごとに定める割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とすることとした。（第一一条第二項関係）

(三)　廃炉拠出金年度総額は、次に掲げる要件を満たすために必要なものとして機構ごとに経済産業省令で定める基準に従い、定めなければならないこととした。

(1)　各実用発電用原子炉設置者等の実用発電用原子炉に係る廃炉の長期的な見通し及び当該廃炉の実施の状況に照らし、各年度における廃炉推進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

(2)　各実用発電用原子炉設置者等の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の実用発電用原子炉の運転に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものであること。（第一一条第三項関係）

(四)　拠出金率は、各実用発電用原子炉設置者等の実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の規模、廃炉の実施の状況その他の事情を勘案して機構ごとに経済産業省令で定める基準に従い、定めなければならないこととした。（第一一条第四項関係）

(五)　機構は、廃炉拠出金年度総額若しくは拠出金率を定め、又はこれらを変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととし、当該認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可に係る廃炉拠出金年度総額又は拠出金率を実用発電用原子炉設置者等に通知しなければならないこととした。（第一一条第五項及び第六項関係）

(六)　機構は、一の1の(五)又は三の5の(九)の通知等を受けたときは、廃炉拠出金年度総額又は拠出金率について検討を加え、必要と認めるときは、これらを変更しなければならないこととした。（第一一条第七項関係）

(七)　経済産業大臣は、廃炉推進業務の実施の状況、各実用発電用原子炉設置者等が行う実用発電用原子炉の運転に係る事業の状況その他の事情に照らし必要と認めるときは、機構に対し、廃炉拠出金年度総額又は拠出金率の変更をすべきことを命ずることができることとした。（第一一条第八項関係）

(八)　実用発電用原子炉設置者等は、その実用発電用原子炉設置者等となった日から一五日以内に、廃炉拠出金を納付する機構の名称等を経済産業大臣に届け出なければならないこととし、廃炉拠出金を納付する機構を変更しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならないこととした。（第一二条第一項及び第一三条第一項関係）

(九)　実用発電用原子炉設置者等は、次のいずれかに該当することとなったときは、その日から一五日以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならないこととし、経済産業大臣は、これらの届出を受理したときは、当該届出に係る事項を当該機構に通知することとした。

(1)　その設置している実用発電用原子炉の運転を廃止したとき。

(2)　その設置している実用発電用原子炉の廃炉が終了したとき。

(3)　その設置している実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設が原子炉等規制法第六四条の二第一項の規定により指定されたとき。

(4)　その設置している実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について原子炉等規制法第六四条の二第三項の規定による指定の解除が行われたとき。（第一二条第二項及び第三項関係）

(○)　実用発電用原子炉設置者等は、各年度の六月三〇日（その年度に実用発電用原子炉設置者等となった者にあっては、そのなった日の属する年度の翌年度の六月三〇日）までに、廃炉拠出金を、(六)により届け出た機構（(六)の変更の承認があったときは、その変更後の機構。6において同じ。）に納付しなければならないこと等とした。（第一四条関係）